



ケアラー支援に関する条例が施行されました

藤沢市では、「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例」が令和7年4月1日に施行されました。本条例では、ケアをされる人もケアをする人もどちらも大切にされ、夢と希望をもって健康で文化的な自分らしい人生を送ることができるよう、ケアラーに対する支援に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割、ケアラー支援に関する施策を実施するためのケアラー支援計画の策定、支援計画に関すること及びケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について意見を求めるため、ケアラー支援協議会の設置などを定めています。

事業者の役割について

ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例（一部抜粋）

事業者の役割

- 第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めます。
- 2** 事業者は、雇用する従業員がビジネスケアラーである可能性があることを認識し、当該従業員がビジネスケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、当該従業員が勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。



本条例に関すること

詳細については、藤沢市ホームページ「ケアラー支援」ページをご覧ください。



相談窓口

国や県の相談窓口

ひとりで悩まずに是非ご相談ください。支援者の方も相談できます！

- **育児・介護休業法、仕事と介護の両立支援制度に関すること**
神奈川労働局雇用環境・均等部 ①企画課 電話045-211-7357 ②指導課 電話045-211-7380
- **円滑な介護休業取得や職場復帰等職場環境の整備に関すること**
(中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業：厚生労働省委託事業)
社会保険労務士等の資格を持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が無料で訪問支援等を行います。
- **かながわヤングケアラー等相談LINE** LINE、電話での相談 電話045-212-0581



市などの相談窓口

地域福祉推進課・バックアップふじさわ（市役所本庁舎2階／福祉の総合相談）……電話0466-50-3533
 高齢者支援課（市役所本庁舎2階／高齢者への介護や家族会に関する相談）……電話0466-50-3523
 こども家庭センター（市役所本庁舎3階／子ども・子育て・青少年に関する相談）…電話0466-50-3569
 藤沢市社会福祉協議会バックアップふじさわ社協
 （市役所分庁舎1階／コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による総合相談）…電話0466-47-8131



令和6年度 ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット

「ビジネスケアラー」仕事と介護の両立へ

2025年(令和7年)4月発行 編集・発行：藤沢市経済部産業労働課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 TEL 0466-50-8222（直通）デザイン・装丁：有限会社湘南グッド

「ビジネスケアラー」 仕事と介護の両立へ



～今、企業に求められる両立支援の取り組み～

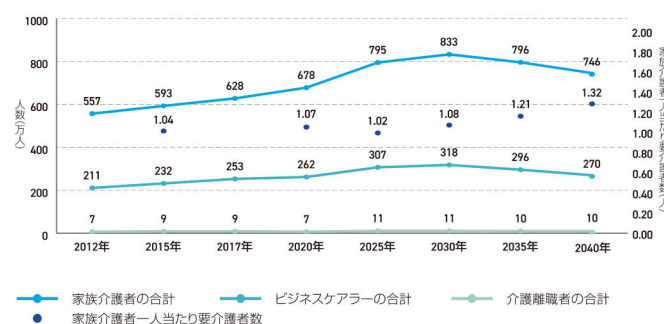
ビジネスケアラーとは



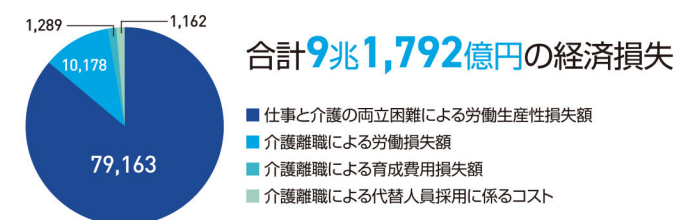
ビジネスケアラーとは、仕事をしながら家族等の介護をする人のことです。

高齢化や生産年齢人口の減少が進む中で、ビジネスケアラーは増加しており、経済産業省の推計によると2030年には家族介護者833万人のうち、その約4割(約318万人)がビジネスケアラーとなり、ビジネスケアラーの離職や労働生産性の低下に伴う経済損失額は約9兆円に上るとされています。

ビジネスケアラーに関連する指標の推移



ビジネスケアラーに関連する経済的影響



2030年には家族を介護する833万人のうち、約4割の
318万人がビジネスケアラーに



出所: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)中位推計」、総務省統計局「就業構造基本調査(平成24年、平成29年)」、厚生労働省「雇用動向調査(平成25年～令和3年)」、経済産業省「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会」(平成30年3月)

仕事と介護の両立困難に関連する企業ごとの経済損失額を、特定の業種・従業員数をモデルとして試算

大企業 【モデル企業】製造業/従業員3,000名	62,415万円/社 (従業員一人当たり 20.8万円)
中小企業 【モデル企業】製造業/従業員100名	773万円/社 (従業員一人当たり 7.73万円)

出所: 経済産業省「第1回 企業経営と介護両立支援に関する検討会」資料3

出展: 経済産業省「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン(入門編)」

ケアラーを知っていますか

「一般社団法人日本ケアラー連盟」による定義

- **ケアラー**
こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。
- **ヤングケアラー**
家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。
- **若者ケアラー**
18歳～おおむね30歳代までのケアラーのこと。
ケアラーに含まれますが、若い世代には、進学や就職、キャリア形成、仕事と介護の両立、人生設計など、若い世代固有の課題があります。

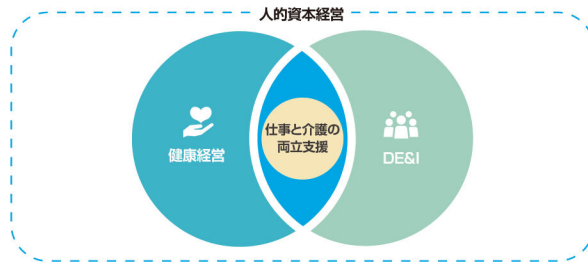


企業に求められること

企業経営としての仕事と介護の両立の重要性

企業価値向上に向けて(人的資本経営の実現)

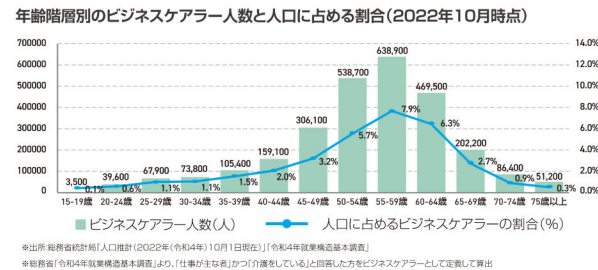
- 中長期的な企業価値向上に向けて、人的資本経営の一環として、「仕事と介護の両立」についても改めて、経営戦略と連動した人材戦略の一部として位置づけていくことが重要
- こうした人的資本に関する取組が進むことにより、「健康経営」や「DE&I(ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン)」の文脈においても効果が見込めるものとなる



介護のための施策ではなく、
他の経営テーマに介護を含めていく

人材不足に対するリスクマネジメントとして

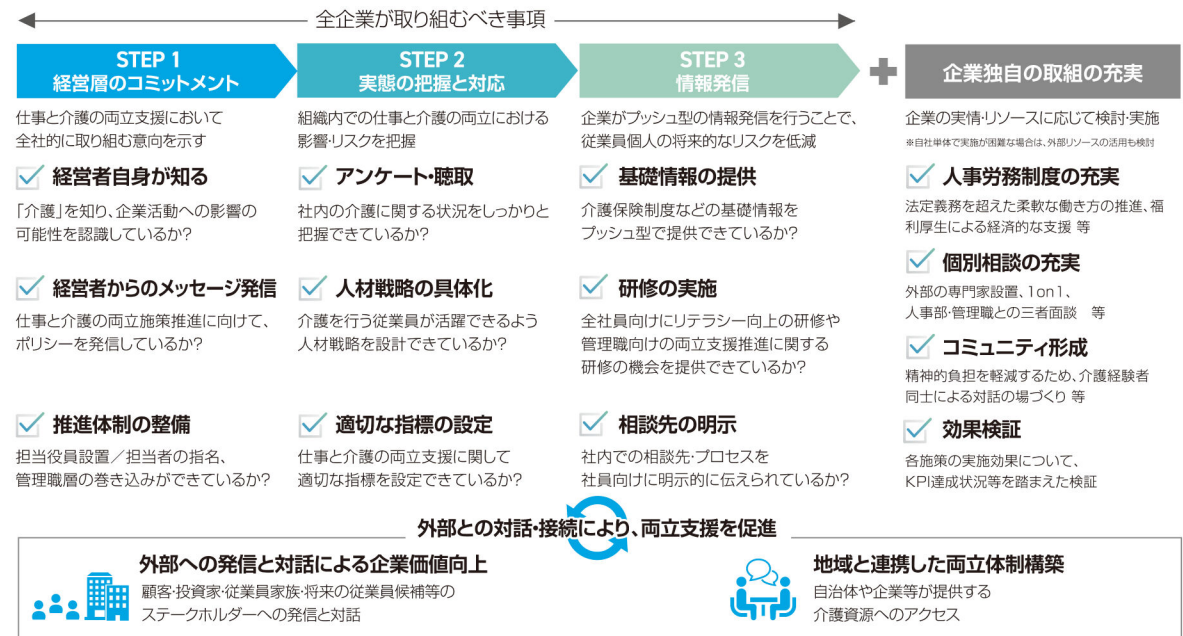
- ライフプランが多様化する日本社会においては、従業員の年代構成にかかわらず、仕事と介護の両立支援は全ての企業が取り組むべき重要な課題
- 今後ますます人材不足が加速する中、人材戦略としてのビジネススクエアラー支援は個人のキャリア継続だけでなく、持続的な事業・組織運営におけるリスクマネジメントとなる



特に従業員の40~60代が多い場合、
企業活動への影響が大きい

企業が取り組むべき介護両立支援のアクション

経済産業省は、企業の中で仕事と介護の両立支援を充実させるに際して、全ての企業が共通して取り組むべき事項として、「経営層のコミットメント」「実態の把握と対応」「情報発信」の3つのステップを示しています。また、企業の実情やリソースに応じてさらに充実させることができる両立支援施策として、「人事労務制度の充実」、「個別相談の充実」、「コミュニティ形成」、「効果検証」を挙げています。



出展:経済産業省「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン(入門編)」

仕事と介護の両立に関する助成金(事業者向け)

両立支援等助成金

目的

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主等の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

介護離職防止支援コース

詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、厚生労働省のHPをご参照ください。

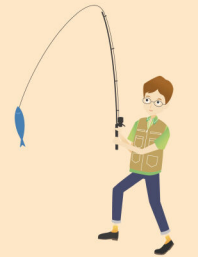


労働者ができること

厚生労働省は、働く人が介護に直面したとき又は介護を行う前には、何をすればよいか、介護をしながら働き続けるためのポイントを紹介しています。

介護に直面したとき

- ポイント①** 職場に「家族等の介護を行っていること」を伝え、必要に応じて勤務先の「仕事と介護の両立支援制度」を利用する
- ポイント②** 介護保険サービスを利用し、自分で「介護をしすぎない」
- ポイント③** 介護保険の申請は早目に行い、要介護認定前から調整を開始する
- ポイント④** ケアマネジャーを信頼し、「何でも相談する」
- ポイント⑤** 日ごろから「家族や要介護者宅の近所の方々等と良好な関係」を築く
- ポイント⑥** 介護を深刻に捉えすぎずに、「自分の時間を確保」する



まだ介護を行っていない方

- ポイント①** 介護保険制度・介護サービス、両立支援制度の概要を把握しておくこと
- ポイント②** 介護に直面した時にどこに相談すればよいか、その窓口を知っておくこと



出典:厚生労働省「仕事と介護両立のポイント 概要版 あなたが介護離職しないために」

仕事と介護の両立に関する給付金(労働者向け)

介護休業給付 ※雇用保険制度

雇用保険の被保険者が要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定の要件を満たせば、原則として介護休業開始前賃金の67%が支給されます。詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、厚生労働省のHPをご参照ください。

受給申請手続については、在職中の事業所を管轄するハローワークで行えます。(ハローワーク所在地一覧)

